

## 駒ヶ根総合文化センター飲食店運営事業者「募集要項」

駒ヶ根総合文化センター（文化会館・図書館・博物館の3館が一体となった複合教育文化施設：以下「当館」という）では、図書館2階の飲食スペースにおいて飲食店を運営する事業者（以下「事業者」という）を募集します。

### 1. 飲食スペースの概要

- (1) 位置 駒ヶ根市上穂栄町23-2  
駒ヶ根総合文化センター内 市立図書館2階
- (2) 面積 78.39㎡（階段部分含む、席数25席程度）うち厨房部分13.71㎡
- (3) 駐車場 当館と共用（西側236台、北側147台）

### 2. 営業条件等

#### (1) 運営の方向性

- ・当館の雰囲気を尊重し、教育文化施設（公共施設）と調和した店舗及び店舗名としてください。
- ・文化芸術の発信や交流の場として、多様な公演・催事・展示会・学習等に訪れる来館者のニーズに合わせたメニューを提供してください。
- ・当館の開館日は基本的に営業日としてください。  
（当館の休館日は毎週月曜日です。尚、祝祭日が月曜日の時は開館し、翌火曜日が休館です）  
営業時間は相談の上としますが、文化会館で夜間公演がある時は、閉館時間（22時）ころまで営業してもらえるとありがたいです。

#### (2) 施設・設備

当館が提供する設備・備品以外のものを希望される時は協議いたします。その際の設置・移動等の費用は全て事業者負担となります。外観は基本的に変更できません。  
※ 各設備は記載しませんので、現地見学をしてください。（見学については6参照）

#### (3) 費用負担（月額）

- ・施設利用料 33,000円
- ・光熱水費（当館で各個契約していますので、メーターで確認・按分し使用された分を請求します。参考：現在の店舗では9～11万円程度）  
その他、運営に関わる一切の経費は事業者の負担となります。

#### (4) 各種保険

施設賠償責任保険には全館で加入しております。（来館者の怪我等）その他、火災保険等必要と思われるものは、事業者で加入してください。

### 3. 契約期間

当館が駒ヶ根市と指定管理契約を締結している期限「令和13年3月31日まで（令和12年度末まで）」を一旦の期限とします。

それ以降も当館は指定管理契約を継続しますので、新たな期間については次の指定管理契約が締結され次第お知らせし、再契約いたします。

### 4. 応募資格要件

- (1) 公共施設内の事業者として、当館と協力・協調して運営できる者であること。
- (2) 食品衛生法や薬事法等の関係法令に基づく許認可（届出を含む）が必要な場合は、それらを保有しているか、営業開始までに取得見込みであること。
- (3) 令和8年7月現在で、過去3年間の営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法又は食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取り消しや営業の禁止または停止の行政処分を受けていないこと。
- (4) 経営者・店主に国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

### 5. その他

- (1) 夜間閉店後や休日は機械警備となり店舗のみの単独警備が可能です。警備会社との契約は当館で行い、事業者に関わる費用は発生しません。
- (2) 火災や地震等を想定した当館全体の防災訓練に、施設内の運営者として参加してください。（年1回～2回、各1時間程度）

### 6. 事業者選定スケジュール（見込み）

- (1) 募集・申込み期間 令和8年8月23日（日）午後5時まで  
※ 現地見学をご希望の方はこの期間中に随時可能です。（休館日、夜間を除く）必ず事前に連絡をください。当日連絡はお断りする場合があります。
- (2) プレゼンテーション 9月上旬 当館会議室  
申込者に別途お知らせします。
- (3) 選定・決定 9月中下旬  
申込者全員に文書で連絡いたします。

## 7. 申込み提出書類

- (1) 運営事業者申込書 別紙「様式第1号」
- (2) 運営計画書 任意書式・任意内容  
経営方針・店舗コンセプト・セールスポイント・メニュー表・運営体制・収支計画等を記入してください。(内容は任意)
- (3) 身分証明書 法人の場合：登記簿謄本、企業案内（紹介パンフレット等）  
個人の場合：住民票
- (4) その他 市税等完納証明書

審査にあたり追加資料を求める場合があります。  
提出された書類は返却いたしません。

提出方法 【当館事務室へ持参又は郵送】してください。

## 8. 施設利用状況（参考）

### (1) 令和5年度

施設	利用日数(日)	実稼働率(%)	利用者数(人)	その他
文化会館大ホール	124	46	35,526	
小ホール	84	28	6,832	
会議室等		平均40	16,632	全12室
図書館	286	100	来館者81,114、利用者39,063	
博物館	274	100	来館者12,567	

### (2) 令和6年度

施設	利用日数(日)	実稼働率(%)	利用者数(人)	その他
文化会館大ホール	113	42	32,688	
小ホール	97	33	6,856	
会議室等		平均34	16,606	全12室
図書館	284	100	来館者87,558、利用者40,164	
博物館	270	100	来館者13,767	

### (3) 令和7年度

施設	利用日数(日)	実稼働率(%)	利用者数(人)	その他
文化会館大ホール	55	20	16,818	下半期(6ヶ月間)
小ホール	31	10	3,336	改修工事により休館
会議室等		平均40	14,803	全8室(工事休館により)
図書館	282	100	来館者89,872、利用者39,687	
博物館	263	100	来館者11,525	

9. 申込み、問い合わせ先

〒399-4115 駒ヶ根市上穂栄町（うわぶ さかえまち）23-1

駒ヶ根総合文化センター（指定管理者：公益財団法人駒ヶ根市文化財団）

担当部署：事務局

電話 0265-83-1130（総文セ代表）、FAX83-0826、メール [komabun@cek.ne.jp](mailto:komabun@cek.ne.jp)